奈良県高等学校文化連盟部会設置規程

1　部会設置基準

部会設置の基準は次のとおりとする。

⑴ 全国高等学校文化連盟に該当部会が設置されており、本連盟加盟校の校長を会長とした組織を持つ団体であること。

⑵ 全国高等学校文化連盟に該当部会が設置されていない場合は、本連盟加盟校において生徒会活動として認められ、本連盟加盟校の校長を会長とした組織を持つ団体であり、次の条件のいずれかに該当するものとする。

(ｱ) 県内の多くの高等学校において活動が認められる分野で、奈良県高等学校文化連盟の目的を達成するために組織化することが効果的であると認められるもの。

(ｲ) 全国的に盛んな活動がなされており、将来、本県においても育成が望ましいと認められるもの。

2　部会新設

部会の設置は、総会において決定する。手続きは次のとおりとする。

⑴ 部会設置基準に基づき、該当する場合に、その団体の会長（学校長）が設置を県高文連会長へ申請する。（様式１）

⑵ 県高文連会長は、前項の申請を受理したときはこれを審査し、理事会の承認を得た後、議事として総会に提案する。

3　部会改廃

部会の改廃は、総会において決定する。手続きは次のとおりとする。

⑴ 県高等学校総合文化祭等における部会活動が困難になった場合、または当該部会長が改廃の必要があると認めた場合に、当該部会長が改廃を県高文連会長へ申請する。（様式２）

⑵ 県高文連会長は、前項の申請を受理したときはこれを審査し、理事会の承認を得た後、議事として総会に提案する。

4　その他

この規則に定めるもののほか、部会設置規則に関し必要な事項は、別途審議する。

5　附則

第１回改正　令和６年５月 16 日